「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」 をご存じですか?

~和歌山県からのお願いとお知らせ~

県では、「障害者等用駐車区画」(車いす使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画)の適正な利用を図るため、移動に配慮を要する方々(障害のある方など)に対して、利用証を交付しています。

この施設の「障害者等用駐車区画」は、当制度の協力駐車場です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーにつり下げるなど、<u>利用証の有効期限が確認できるよう</u>外から見えやすい位置に掲示していただきますようお願いします。

(駐車禁止除外指定車標章でも代用できます。)

また、有効期限が切れている場合は、再度申請が必要ですので、ご協力をよろしくお願いします。 ⇒利用証をお持ちでない方は裏面をごらんください。

問い合わせ先 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課 (電話) 073-441-2532 〈受付時間〉平日(月~金) 9:00~17:45

「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」 をご存じですか?

~和歌山県からのお願いとお知らせ~

県では、「障害者等用駐車区画」(車いす使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画)の適正な利用を図るため、移動に配慮を要する方々(障害のある方など)に対して、利用証を交付しています。

この施設の「障害者等用駐車区画」は、当制度の協力駐車場です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーにつり下げるなど、<u>利用証の有効期限が確認できるよう</u>外から見えやすい位置に掲示していただきますようお願いします。

(駐車禁止除外指定車標章でも代用できます。)

また、有効期限が切れている場合は、再度申請が必要ですので、ご協力をよろしくお願いします。 ⇒利用証をお持ちでない方は裏面をごらんください。

問い合わせ先 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課 〈電話〉073-441-2532 〈受付時間〉平日(月~金)9:00~17:45

利用証をお持ちでない方は、利用証の交付が受けられます。 交付対象者は以下のとおりです。

交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、 移動に配慮が必要な方です。詳細は、県庁障害福祉課ホームページをご覧いただくか、表面 の問い合わせ先へご連絡ください。

利用証について

有効期間などによって 2種類あります





本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに ご理解とご協力をお願いします

利用証をお持ちでない方は、利用証の交付が受けられます。 交付対象者は以下のとおりです。

交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、 移動に配慮が必要な方です。詳細は、県庁障害福祉課ホームページをご覧いただくか、表面 の問い合わせ先へご連絡ください。

利用証について

有効期間などによって 2種類あります





本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに ご理解とご協力をお願いします